

発行 株式会社ラベルバンク
 大阪市淀川区西中島 5-12-8
 新大阪ローズビル 6F
<https://www.label-bank.co.jp/>
customer@label-bank.co.jp

ラベルバンク新聞 第208号

“分かりにくい食品表示を分かりやすく”
 We make food labeling accessible for everyone.



食品表示基準の改正と各自治体の条例について

2026年4月の食品表示基準改正に伴い、東京都、大阪市など各自治体による条例も一部改正がなされています。今回は、それらの条例に基づく品質表示基準の内容と、主な改正について整理したいと思います。

各自治体による条例とは、東京都消費生活条例、大阪市消費者保護条例などの地域別に定められたものを指します。そしてそれらの条例に基づく品質表示基準は、国の食品表示基準に対して追加的な規則を定めたものといえます。各地域内で流通、販売される食品が対象となるため、海外で製造された輸入食品でも同様の確認が必要です。

主な条例と対象品目

右記に、個別の品目に関する表示ルールを定めた主な条例を整理します。対象となる品目名は、2026年4月改正後のものを掲載しています。

自治体名	対象となる品目名
東京都	3品目（調理冷凍食品、かまぼこ類、はちみつ類）
神奈川県（※告示）	1品目（かまぼこ類）
川崎市	1品目（かまぼこ類）
名古屋（※告示）	1品目（かまぼこ類）
京都市	9品目（プレミックス類、生めん類、つくだ煮類及び煮豆、焼き肉のたれ類、ふりかけ類、緑茶、インスタントコーヒー、カレールウ、調理冷凍食品）
大阪市	10品目（蒸しかまぼこ類、焼肉のたれ類、鶏卵、生めん類、つくだ煮及び煮豆、緑茶、カレールウ、インスタントコーヒー、ふりかけ類、カットフルーツ）

象であるため、追加的な表示基準といえます。

東京都の定義する「調理冷凍食品」（アイスクリーム類、菓子類を冷凍させたものは除く）と原料原産地名表示の適用範囲の詳細については、「[調理冷凍食品品質表示実施要領](#)」（およびQ&A）を参照してください。なお、調理冷凍食品における「原材料配合割合」の表示（東京都）については、改正により廃止されました。

例2)「使用上の注意」の表示(大阪市、京都市等)

対象は焼肉のたれ類、つくだ煮及び煮豆、緑茶など多数の品目で、輸入品も対象となります。国の食品表示基準では4品目（ジャム類、農産物缶詰及び農産物瓶詰、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、調理食品缶詰及び調理食品瓶詰）が対象であるため、こちらも追加的な表示基準といえます。なお、京都市の条例では調理冷凍食品に対する「原材料配合割合」は廃止されたものの、「使用上の注意」は残るため注意が必要です。

実務上の注意点

ここまでの注意点をまとめると、国の食品表示基準においても改廃が行われた「調理冷凍食品」については、とりわけ慎重な確認が望まれると思います。「凍結させる直前に加熱されたものであるかどうかの別」の表示方法も改正されていますので、あらためて[食品表示基準Q&A](#)（表示例は“(加工-181-2)”）などを確認されておくとよいでしょう。

(川合)

この記事はウェブでお読みいただけます。

下記のQRコードをスキャンしてアクセスください。






食品表示調査サービス

原材料及び添加物の適合性検証
容器包装への表示案の適合性検証

※本稿執筆時点(2026年4月24日)では、更新された基準全文の公開はされていません。

個別の表示事項の例

例1)「原料原産地名」の表示(東京都)

対象は輸入品を除く調理冷凍食品の主な原材料（重量割合上位3位までかつ5%以上の原材料及び商品名等）にその名称が付された原材料）です（ただし容器又は包装への表示が極めて困難な場合には、表示事項の情報を別途提供する旨を記載することにより、表示に代えることもできます）。国の食品表示基準では「重量割合が最も高い原材料」が対

ミニコラム

酒類表示の国際規格化： 食品規格への統合と視覚化対応の動向

長年にわたり、酒類は各国の法体系において「文化遺産」や「嗜好品」としての特異性を認められ、原材料や栄養成分の表示が免除されてきました。しかし2026年現在、主要市場において酒類を一般食品の表示規格に統合する動きが進んでいます。輸出実務においては、各市場の要件を個別に把握したうえで対応する必要があります。

• 米国 (Alcohol and Tobacco Tax and Trade Bureau (TTB) / Food and Drug Administration (FDA))

2026年3月公表の[指針](#)により、ABV 0.5%未満の製品はTTBの管轄から外れ、FDA管轄のノンアルコール製品として再分類されました。これに伴い、一般食品と同等のカロリー・原材料表示が義務付けられます。ABV 0.5%が管轄の分岐点となるため、該当製品の分類確認が必要です。

• 欧州連合 (EU)

[規則2021/2117](#)および[2026/471](#)に基づき、ワイン製品(脱アルコール製品を含む)への食品表示規格([規則1169/2011](#))の適用が義務化されました。原材料および栄養成分の表示が必須です。ビール・蒸留酒は現時点で対象外ですが、欧州委員会は酒類全般への透明性強化方針を維持しています。

• オーストラリア・ニュージーランド (Food Standards Australia New Zealand)

[提案P1059](#)により、全アルコール飲料へのエネルギー表示義務化が最終段階に入っています。2028年8月の完全義務化に向けた移行期間に入っており、施行後は一般食品規格(Food Standards Code)の枠組みに基づく表示対応が必要となります。



警告表示の視覚化

成分情報の開示と並行して、健康リスクの伝達手段としての視覚的警告シンボルの採用も各市場で進んでいます。英国では、政府推奨の『[Portman Group](#)』指針に基づくアルコール単位(Units)とピクトグラムの併用が事実上の業界標準となっており、現在は[完全義務化に向けた最終合意](#)が進められています。オーストラリアの三色刷り[妊婦禁飲マーク](#)や上海市の[赤色三角形シンボル](#)を含め、これら仕向け先ごとの規格化された視覚的警告への対応は、輸出実務における重要な課題となっています。

日本国内では、アルコール度数* 1.0度(v/v%)以上の飲料が[酒税法](#)の対象となり、[未成年者飲酒防止に関する警告表示](#)は国税庁告示に基づく義務表示です。ただし、栄養成分・原材料の表示および妊婦・授乳期の方への警告については法令上の義務はなく、業界団体の自主基準にとどまっています。1.0度未満の製品は食品表示法が適用され、一般食品と同等の表示が求められます。輸出実務においては、仕向け先ごとの義務化要件と自国の枠組みとの差異を、製品設計の早い段階で把握しておくことが不可欠です。

*アルコール度数の測定基準温度は国によって異なります(日本: 15℃、米国: 約15.6℃、EU: 20℃)。通常の製品では実務上の影響は軽微ですが、度数が管轄の境界値付近にある製品については、仕向け先の測定基準を個別に確認することをお勧めします。

(黄)

この記事はウェブで
お読みいただけます。

右のQRコードをスキャン
してアクセスください。



執筆書籍 新刊のお知らせ

基礎からわかる **NEW!**

輸出時の食品表示の実務ガイドブック



編著者名：ノウタス株式会社 高橋明久、エム・アール・アイ・リサーチアソシエイツ株式会社 長田侑子、株式会社ラベルバンク 川合裕之

出版社：第一法規株式会社

発刊日：2026年3月6日

価格：4,070円(本体：3,700円)

<https://www.label-bank.co.jp/column/book.html>

今月のお気に入り言葉

Buon vino fa buon sangue
(Good wine makes good blood)

イタリアのことわざ



Label bank

毎月1日発行

WEBサイト:

<https://www.label-bank.co.jp/>

発行 株式会社ラベルバンク

〒532-0011

大阪市淀川区中島5-12-8

新大阪ローズビル6F

お問い合わせ:

customer@label-bank.co.jp

Tel. 03-6260-9540